

令和 7 年度 教育行政執行方針



令和 7 年 3 月 6 日
標津町教育委員会

目 次

I はじめに	1
--------	---

II 学校教育	2
---------	---



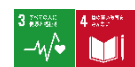
- 1 未来を生き抜く学力・体力の向上
- 2 学びと地域をつなぐ校種間の連携
- 3 教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実
- 4 教職員の働き方改革の推進

III 教育環境	4
----------	---



- 1 学校を含む地域の教育環境の整備
- 2 学校におけるICT環境の整備
- 3 魅力ある標津高校づくり

IV 子ども・子育て支援	5
--------------	---



- 1 育ちと学びをつなぐ認定こども園
- 2 子どもの育ちに合わせたサポートと子育て家庭への支援

V 生涯学習	7
--------	---



- 1 地域との協働による子どもたちの育成
- 2 子どもたちの文化交流機会の創出
- 3 健全な青少年の育成
- 4 学びの機会創出と文化・芸術活動の推進
- 5 あらゆる世代への読書活動支援
- 6 生涯学習施設の持続化と充実に向けた整備の検討
- 7 歴史と文化財の保存・活用
- 8 史跡標津遺跡群・天然記念物標津湿原の整備の検討
- 9 アイヌ民族文化財の保存と活用
- 10 スポーツによるひとづくり・まちづくり

VI むすびに	13
---------	----

令和7年第1回標津町議会定例会の開会にあたり、標津町教育行政執行方針について申し上げます。

I はじめに

未来を担う子どもたちが、自らの人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となっていくためには、単に知識を蓄積する教育ではなく、主体的に学び続ける課題解決能力や探究的に学ぶ力を身に付けなければなりません。

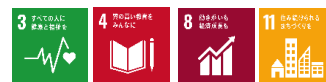
また、情報化社会に適応するためには、デジタルコンテンツの活用能力の育成とあわせて、対面や体験といったアナログ的な学びとのバランスを考えた教育活動が必要と考えております。

これらは、子どもたちが多くの可能性と広い選択肢が持てるように、幼少期から一貫した系統的な学びの場や、地域が一体となって支える環境づくりが基本となります。

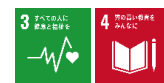
そうした学びの環境を、持続的な循環サイクルとして形成することが、町全体の教育力を高め、未来においても、標津町が豊かで活力ある地域であり続けることにつながるものと考え、今後も「持続可能な循環型生涯学習社会」の構築をめざして、教育行政を推進してまいります。

以下、具体的な施策について申し上げます。

Ⅱ 学校教育



1 未来を生き抜く学力・体力の向上

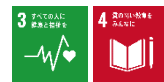


- ・小中学校の各種学力調査では、本町の子どもたちは多くの教科で全国平均値や目標値と同等程度か、それを上回る結果となっています。
- ・今後も主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、未来を生き抜く力を育む「子どもたちを主語」とした授業改革に取り組んでまいります。
- ・また、新たな教師の学びの姿を実現するため、教職員の意識改革と資質能力の向上を目指した研修活動を実践してまいります。

<主な施策>

- ①標準学力調査（小2～中3）の実施・分析・評価・活用による学力の定着
- ②教員先進校視察研修及び視察後全体研修等による町の教育力向上
- ③探求的な学びを中心とした授業改革
- ④アナログとデジタルのバランスの取れた学習指導
- ⑤子ども一人一人の運動課題の改善、学校全体で取り組む体力づくり活動

2 学びと地域をつなぐ校種間の連携



- ・標津地区と川北地区のこども園、小学校、中学校の園小中一貫教育を一層推進するとともに、標津高校を含めた異校種間の連携に引き続き取り組んでまいります。
- ・また、標津地区と川北地区の同校種間の交流活動を継続的に実践してまいります。

<主な施策>

- ①園小中一貫教育推進協議会によるコラボ授業等の実施
- ②中学校の合同修学旅行の実施
- ③ふるさと教育の系統的・継続的な実践

3 教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実



- ・子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、関係機関との連携による適切な支援を効果的に実践するよう努めてまいります。
- ・特別支援教育の充実のため「特別支援教育の手引き」を作成して、全ての教職員を対象とした研修を行うことで、町内の統一的な対応を促進します。

<主な施策>

- ①通級教室の令和8年度開設に向けた準備と研修等の実施
- ②特別支援教育支援員の町内全小中学校への配置

4 教職員の働き方改革の推進



- ・教職員の長時間労働の解消に向けて、保護者や地域の皆さんの理解と協力を得ながら業務の適正化を図ってまいります。
- ・学校における働き方改革のための「標津町アクションプラン」に基づく労働環境の整備を進め、教職員一人一人が「働き方が改善されている」と実感できるよう取り組んでまいります。

<主な施策>

- ①標津町アクションプランの徹底、ストレスチェック等の実施
- ②勤怠管理システムによる労働時間の把握と公表、改善指導等

Ⅲ 教育環境



1 学校を含む地域の教育環境の整備



- ・ 標津地区の小中学校や体育施設の整備について、町民や関係者と検討協議する組織として「標津町小中学校・体育施設整備検討委員会」を設置しました。
- ・ また、教育委員会事務局に「教育施設建設準備室」を設置し、関係部署の連携のもと、計画的な事業の推進に努めているところです。
- ・ 複数の用途を併せ持つことや、防災拠点の機能を有することなど、これまでにない大きな規模のプロジェクトになることが予想されることから、慎重かつ迅速な検討調整を図ってまいります。

<主な施策>

- ①最短で令和10年度の着工を目指した施設整備基本構想の策定
- ②小中学校・体育施設整備検討委員会による検討協議の実施
- ③教育施設建設準備室を中心とした計画的かつ円滑な業務の推進

2 学校におけるICT環境の整備

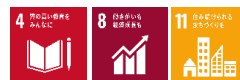


- ・ 個別最適な学びと協動的な学びの一体的な充実を図るため、学習の基盤となるICT環境を効果的に活用してまいります。
- ・ これまで整備してきた1人1台端末をはじめとしたICT環境の更新を計画的に実施してまいります。

<主な施策>

- ① G I G A 端末の更新（令和 7 年度と令和 8 年度の 2 カ年計画）
- ② 町内小中学校への I C T 支援員の配置
- ③ A I 教材キュビナを活用した学力向上

3 魅力ある標津高校づくり



- ・ 標津高校の令和 7 年度入学出願者が前年の 2 倍以上となったほか、町内中学校からの進学率も大幅な改善が見られました。
- ・ 支援策の拡充や高校との連携による成果と捉えておりますが、教育委員会としては、道外から生徒を預かることの責任感と、今後の生徒数確保への緊張感を持って、標津高校の魅力づくりに一層の努めてまいります。
- ・ また、地域との連携により、生徒の全国募集を起点とした「教育移住」と「交流人口・関係人口増加」の取り組みを推進してまいります。

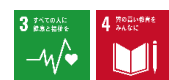
<主な施策>

- ① 小中高が連携した取り組みの継続による町内進学促進
- ② 「地域みらい留学制度」による全国募集の継続
- ③ 恵盟寮の改修による生徒の居住空間の充実

IV 子ども・子育て支援



1 育ちと学びをつなぐ認定こども園



- ・ 本町の認定こども園は、平成 29 年度の開設から 9 年目を迎え

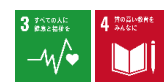
ます。

- ・開設当初は、定員を上回るほどの園児が通園していましたが、ここ数年、特に標津地区の園児数の減少が顕著となっている中で、特別な支援が必要な子どもの割合が高くなっています。
- ・また、保護者の子育てに関する意識が多様化しているほか、適正を欠く施設利用が一部で見られるようになっています。
- ・子ども一人一人の健やかな成長のため、家庭との連携を一層強化するとともに、適正な子育て支援の提供に努めてまいります。

<主な施策>

- ①安全・安心な教育・保育環境の提供
- ②質の高い教育・保育を目指した職員研修の充実
- ③子どもの主体性を育むために必要な家庭における教育・保育の理解促進
- ④子育て支援施策の適正な利用に向けた保護者理解の促進
- ⑤「こども誰でも通園制度」の令和8年度実施に向けた体制の整備

2 子どもの育ちに合わせたサポートと子育て家庭への支援



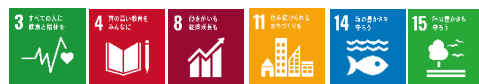
- ・児童発達支援事業所では、子ども一人一人の個性を尊重し、発達の段階や個々の特性を考慮したうえで適切な支援を提供してまいります。
- ・川北児童館の小学校内への移転により、切れ目のない連携した指導体制を整えてまいります。
- ・地域子育て支援拠点（親子交流館、親子ふれあいひろば）では、子育て家庭の相談に対応するスキルの向上に努めてまいります。
- ・子育て家庭の教育費負担の軽減については、物価の高騰が続い

ていることから、引き続き支援策を講じてまいります。

＜主な施策＞

- ①児童発達支援事業所の支援体制の充実
- ②川北児童館の移転に係る環境の整備、関係職員の研修交流の推進
- ③未就園の親子を対象とした交流の提供と子育て相談への対応力向上
- ④小中学校の入学祝金の支給、学校給食費無償化の継続

V 生涯学習



1 地域との協働による子どもたちの育成



- ・本町の生涯学習の中核である「ふるさと教育」は、地域の青年から高齢者までの大人が、自らの知識や経験を子どもたちに伝えることで、子どもたちの資質・能力を育むだけではなく、それに関わる大人たちの生きがいくくりも兼ねているといえます。
- ・持続可能な学びの循環を図るため、地域と学校による協働を促す学校運営協議会の活動をサポートするとともに、地域の多様な支援者と学校を繋ぐ役割を果たしてまいります。

＜主な施策＞

- ①「標津地区・川北地区 学校運営協議会」の運営支援
- ②地域力を活かした授業づくりを支援する「地域学校協働活動」の推進

2 子どもたちの文化交流機会の創出



- ・少子化に伴い本町では、こども園から中学校卒業まで1学年1

学級での生活を送っており、異なる文化背景を持つ同世代との交流や、優れた文化芸術等に触れる機会は決して多くありません。

- ・そうした子どもたちの感性を磨き、多様な価値観を醸成するため、長野県生坂村との中学生交流を引き続き推進するほか、リアルな文化芸術体験等の機会を創出してまいります。

<主な施策>

- ①長野県生坂村との中学生交流（合同修学旅行、生坂中学校生徒受入）
- ②全国の大学生によるワークショップ「しべつまなビバ」の開催
- ③プロ演奏家等の学校向け舞台芸術鑑賞（オペラ鑑賞、鶴居村連携音楽祭）
- ④園・小・中・高・児童館等の作品展示会「造形まつり」の開催

3 健全な青少年の育成



- ・地域と家庭、学校が連携し、子どもたちの健全な育成を図るため、「健全な青少年を育む標津町民の会」を中心に、子どもたちへの声掛けや、いじめ予防のための意識づくりを進めてまいります。

<主な施策>

- ①学校の始業に合わせた「あいさつ運動街頭啓発（春・夏・冬）」の実施
- ②児童会・生徒会連携“いじめ予防「BE A HERO プロジェクト」”の啓発

4 学びの機会創出と文化・芸術活動の推進



- ・町民が持つ知識や経験を地域の学びに活かすための伝統文化継承講座や、高齢者のICTスキルの向上サポートなど、各種の

講座を開催します。

- ・また、町民個人や団体が自ら企画運営する多様な学びと、文化芸術鑑賞機会の創出を支援してまいります。

＜主な施策＞

- ①町民団体を講師とした講座の開催（鮭のさばき方、鮭飯寿司づくりなど）
- ②川北、北標津、古多糠の各地区での「高齢者学級」の開催
- ③青少年から高齢者までの主体的な学びを支援（講演会、団体研修等支援）
- ④町民主体のイベント等を支援（舞台芸術鑑賞会、展示会、サークル等のスタートアップ助成）

5 あらゆる世代への読書活動支援



- ・図書館のあり方は、まちの文化度を象徴するといわれています。
- ・生涯学習センターあすばる内に移転して3年目を迎える「標津町図書館としょぱる」では、公民館との複合施設としての特徴を活かしながら、あらゆる世代の読書活動を支援し、本町の文化度の向上を図ってまいります。

＜主な施策＞

- ①子の発達段階に応じた図書贈呈（ブックスタート、ファーストブック等）
- ②子どもたちの図書館利用機会創出（ブックマラソン、1日司書体験など）
- ③読書を活かした中高生から高齢者までの生涯学習支援

6 生涯学習施設の持続化と充実に向けた整備の検討



- ・生涯学習センターあすばるや川北生涯学習センターなど、生涯

学習の拠点となる施設の経年劣化が進んでいます。

- ・このため、持続可能な質の高いサービスの提供に向けて、各施設の整備等を検討してまいります。

＜主な施策＞

- ① 生涯学習センターあすばる多目的ホールの音響設備改修
- ② 川北生涯学習センターの改修に向けた地域との協議と計画の策定
- ③ 図書館川北分室への図書返却ボックスの整備

7 歴史と文化財の保存・活用

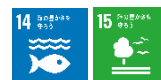


- ・今ある標津町の地理的・文化的特徴は、歴史的な経緯を経て形成されたものであり、歴史とその遺産である文化財を保存・活用することで、本町ならではの個性あるまちづくりにつながることができます。
- ・文化財は、教育分野だけではなく、様々な分野で活用可能な地域資源ではありますが、教育委員会としては、特に生涯学習の観点から、教育資源としての活用に注力するため、行政と町民との協働による文化財保存・活用の長期ビジョンを定め、各種活動に取り組んでまいります。

＜主な施策＞

- ① 「標津町文化財保存活用計画」「史跡標津遺跡群・天然記念物標津湿原保存活用計画」の国認定推進
- ② 「未来遺産運動」を通じた官民連携による史跡・天然記念物の保存活用
- ③ “日本遺産「鮭の聖地」の物語”を活かした管内連携の文化財保存活用

8 史跡標津遺跡群・天然記念物標津湿原の整備の検討

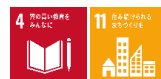


- ・ 史跡標津遺跡群と天然記念物標津湿原を保存公開しているポー川史跡自然公園では、これまで総延長 10 kmに及ぶ遊歩道を整備することで、町内外の皆さんに間近で体験・鑑賞いただいております。
- ・ 今後も貴重な文化財の価値を伝えていくため、遺跡群周辺の自然環境再生や遺跡調査を継続するとともに、老朽化が進んでいる施設については再整備に向けた検討を進めてまいります。

<主な施策>

- ①シマフクロウ営巣環境再生に向けたポー川蛇行環境の再生工事
- ②「標津遺跡群学術調査」への大学生研修生の誘致
- ③標津湿原遊歩道の再整備の検討
- ④伊茶仁カリカリウス遺跡群竪穴群の顕在化（未来遺産運動の推進による竪穴群草刈）

9 アイヌ民族文化財の保存と活用



- ・ 本町には、町指定文化財であるタブ山チャシ跡をはじめとする遺跡だけではなく、アイヌ文化の伝統装束などのアイヌ民族文化財も保存されています。
- ・ これらの公開活用を図るとともに、文化財の特徴を活かしたアイヌ文化の普及啓発に努めてまいります。

<主な施策>

- ①アイヌ装束レプリカ作成作業の年次的推進（アットウシ織りの作成）
- ②アイヌ文化普及啓発員の配置によるアイヌの手仕事体験の実施



- ・昭和 63 年に「スポーツの町」を宣言してから、平成、令和と時代が進み、スポーツが多様化するとともに、スポーツの持つ力は誰もが認識するものとなっています。
- ・そのスポーツの持つ力を活用した生涯スポーツ社会の構築を目指して、これまで行政が行ってきた体育施設の管理や事業運営について、指定管理者制度を導入し、効率的かつ効果的な町民サービスの提供を図ります。
- ・幼児期から高齢者までの健康・体力の増進では、生涯を通してスポーツに親しめるよう、子どもの時から様々なスポーツに触れる機会の創出を図ってまいります。
- ・運動部活動の地域移行では、生徒が安心して活動できるよう拠点校活動なども視野に入れた段階的地域展開や受皿などの体制づくりなどに取り組んでまいります。
- ・「スポーツの町・しべつ」として、スポーツ推進委員や指定管理者、各スポーツ団体との連携のもと「スポーツによるひとづくり・まちづくり」に努めてまいります。

<主な施策>

- ①体育施設の効率的・効果的な運用等に向けた指定管理者制度の導入
- ②学校部活動の段階的な地域展開の推進
- ③幼児期からの運動習慣・体力づくりの推進

VI むすびに

以上、令和7年度の教育行政の基本方針や主な施策について申し上げます。

教育は、子どもたちはもとより、学校や家庭、地域のウェルビーイングの向上を図るために重要な役割を果たすものであります。

教育委員会では、子どもたちが未来のつくり手となれるよう、そして町民の皆様が生涯にわたって学び続けられるよう「持続可能な循環型生涯学習社会」を構築し、標津町教育に関わる一人一人のウェルビーイングの向上に努めてまいります。

町民の皆様、町議会議員の皆様の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

SDGs の 17 の目標

 1 貧困をなくそう	1.貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	 2 飢餓をゼロに	2.飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	 3 すべての人に健康と福祉を	3.すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
 4 質の高い教育をみんなに	4.質の高い教育をみんなに すべての人に包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	 5 ジェンダー平等を実現しよう	5.ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	 6 安全な水とトイレを世界中に	6.安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
 7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに	7.エネルギーをみんなに、そしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 8 働きがいも経済成長も	8.働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9.産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
 10 人や国の不平等をなくそう	10.人や国の不平等をなくそう 国内及び国家間の格差を是正する	 11 住み続けられるまちづくりを	11.住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	 12 つくる責任 つかう責任	12.つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
 13 気候変動に具体的な対策を	13.気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	 14 海の豊かさを守ろう	14.海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	 15 陸の豊かさを守ろう	15.陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
 16 平和と公正をすべての人に	16.平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべてのひとに司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	17.パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバルパートナーシップを活性化する		